

「第三四九回議会」平成二十六年十月二日 本会議一般質問

【質問要旨】

・水産業の振興に関する基本的な計画について
・宮城野原防災拠点整備について

(一般質問) 畠山和純

今朝の新聞報道で、御嶽山の犠牲者が四十七名ということでありまして、戦後最大の火山被害という報道がありました。広島の大雨の災害から、引き続きの大惨事であります。こういったニュースを見るたび、聞くたびに、あの三月十一日の被災地の現場を思い出します。津波発生の次の日、私は、大きな被害のあった鹿折地区というところに朝早く行きました。余りの惨状に、その場で立ちすくんでしまい、しばらく動けません。この災害のたびに、こういったことが頭の中を駆けめぐりまして、大変いたたまれない気持ちになります。

犠牲になられた皆様方に心から哀悼の誠をささげまして、きょうの一般質問を行ってまいります。最初に、水産業の振興に関する基本計画について。

本県水産業の発展と県民生活の安定向上を図るため、議員提案条例として制定されたみやぎ海とさかなの県民条例は、平成十五年四月一日に施行されました。条例に基づく水産業の振興に関する基本計画は平成十六年に策定され、平成二十一年の改訂を経て、今回二度目の改訂案が提案されました。宮城県の漁業総生産額は、昭和六十年の一千九百億円をピークに減少の一途をたどり、平成十三年には九百八十五億円まで下がり、震災前の平成二十二年には七百七十七億円まで減少しております。実に一千億円以上が減少したことになります。減少額のほとんどが、特に遠洋、近海、沖合の漁船漁業であり、さまざま課題を抱えながらも沿岸養殖業は横ばい状況で推移してまいりました。水産業を取り巻く厳しい環境は、震災によってより増幅されております。問題は深刻で、決して予断を許しません。

そんな経過を経て、今回示された水産業の振興に関する基本計画では、平成二十九年の数値目標を、平成二十二年の実績七百七十七億円に決めました。生産額に大きな影響を与える漁船漁業は、魚市場の運営や水産加工、流通、更には、造船鉄工や関連産業など、すそ野が広く、その動静はまさに気仙沼、石巻など、県内水産都市存亡のかぎを握っていると思います。計画では四つ重要政策が示され、三、競争力と魅力ある水産業の形成では、一、

強い経営体の育成と後継者対策の強化、二、水産都市の活力強化が掲げられ強調されております。計画は、県の水産業の再生にかける意欲が表明されており、総じて評価できますが、具体的な政策が不透明で一抔の不安が残ります。決して口先だけでは終わらないように願っております。

きょうは、主に水産都市、気仙沼の漁船漁業や水産加工業などの課題、沿岸、沖合の安全操業対策について一般質問を行ってまいります。

まずもって、知事には、水産業、特に漁船漁業を取り巻く現状認識や課題解決への取り組みに当たっての基本的な考えを伺います。

母港水揚げについて伺います。

ともすれば、復興のおくれが指摘されがちな被災地気仙沼港に久しぶりに明るい話題がありました。先週二十五日の、四百七十九トン、大型遠洋マグロはえ縄漁船第八大功丸の気仙沼魚市場への水揚げであります。本船は、水産庁のもうかる漁業の承認を受けた地元漁業者によって建造された新造船であります。社長は、母港水揚げについて、何とか気仙沼の水産業の活性化を図りたいと、従来の操業パターンを変更、ソロモン沖など比較的近い海域で年二航海の操業を目指しました。漁獲高百八十トンで、約一億二千万円の水揚げであります。年二航海で船員の労働環境が大幅に改善されました。近場の航海で燃費も節約され、経費が削減されました。気仙沼魚市場には従来余りなかった大型マグロ船による母港水揚げであり、漁船誘致を図り、水揚げ増を求めてきた関係者にとっては、願ってもない画期的な取り組みの実現であり、高く評価できます。所期の目的はある程度達成されたとっては、願ってもない画期的な取り組みがありました。一つは、値段が予想より安かったことでもあります。その原因は、地元の買付け業者の入札参加がほとんどなかったことでありました。地元のマグロを加工する工場が人手不足で稼働できない、あるいは工場を再建できていないということでありました。もう一つの課題は、気仙沼から他の市場に出荷するのに、運賃が高騰してなかなか手が出せないということでありました。地域産業の再生、復活に大きな力となる母港水揚げの促進のためにも最優先で改善を図る必要があります。風評、販路開拓とともに、水産加工場の人手不足は、沿岸域すべての共通の課題であり、早急の対策が求められております。現状に対する知事の認識を伺います。

東日本大震災の影響もあります。大方は地元の雇用を支えてきた人たちの高齢化が主な原因です。業界からは外国人研修生の採用を求める声が強くなっております。全国的にも規制緩和が求められております。先ごろ、

ベトナム全権大使など関係者の方々が来県、セミナーなどで、復興支援で労働力の派遣に積極的に取り組む姿勢を表明されました。海外研修の折、進出企業で働くベトナムの若い力と極めて質の高い仕事ぶりに圧倒されてまいりました。企業の責任者の高い評価も伺ってまいりました。県内それぞれ沿岸水産都市でのセミナーの開催などで受け入れ体制の確立を早急に図るべきであります。研修期間の延長や職種の大拡大など、規制緩和の国への働きかけも重要であります。水産加工業の人手不足解消に県の総力を挙げて取り組んでもらいたいと存じます。創造的復興のためには、まず足元をしっかりと固めなくてはなりません。対応について、知事の決意をお聞かせください。

母港水揚げの促進のため、以前導入をされた漁獲物運搬経費の支援についても伺います。いかがでしょうか。次に、遠洋・近海乗組員対策について伺います。

マグロはえ縄漁船の乗組員は、遠洋・近海を問わず慢性的に不足しておりましたが、震災後は退職者が急増、機関長を筆頭に乗組員不足で出港が大幅におくれる船が目立ってまいりました。乗組員不足に危機感を抱いた宮城県北部船主協会は、求人票を持つての各地水産高校など関係機関への求人活動に加え、平成二十四年より、国の漁業復興担い手確保支援事業を活用、リクルートブログ、漁船員になろう、ツイッター、漁船員になろうの運営を始めました。この事業に寄せられた関心は大変高く、運営開始から二年半で新規就労者の受け入れ人数が全国二十県から五十名を超すようになりました。そのうち、三十二名が継続して乗船中であります。既に七名の海技免状取得者もおります。年齢も二十から三十代が中心で、将来が大変期待されております。漁船漁業の存続と発展のためには、この事業の継続が不可欠であります。国の支援事業が継続するよう、県の働きかけを求めます。問い合わせは、北海道、九州などの遠隔地からもあるようですが、面接旅費は個人負担で高額のため、断念するケースもあるようです。優秀な人材確保のための県の支援事業として、国事業を補完することを求めます。いかがでしょうか。

地元以外の新規就労者は、漁船員の保養施設、マリンスाइドの被災によって、出港準備や待機中の宿舍がありません。新規就労者研修の施設や研修機器の整備なども必要であります。基本計画、就労者の確保では、漁業経営安定化などによる新規就労者の受け入れ環境整備を図り、新規就労者の確保、育成に努めますと記載されております。県による宿泊施設整備等の環境整備への助成についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

機関部については、来年度に新規海技士免状取得の船員も育成されますが、機関長の職務をこなすには数年か

かります。最近、機関長不足で三カ月ほど出港できない船もありました。後継者が育つまでの数年、既に下船した機関長の再雇用のため、年金制度の特例など、何らかの規制緩和等の対策があればと思案しております。県の考えをお示しく下さい。

震災後の、特に近海マグロの経営環境は厳しいものがありますが、がんばる漁業によって安定的な経営が継続されております。この支援制度は来年三月で終了いたします。最終帰港の四月をもって終わる予定であります。燃油高騰など、取り巻く環境が一層厳しくなっており、事業の継続について、国など関係機関との協議が続けられておりますが、見通しについて、国、県の考え方についてお伺いいたします。

かねてからの課題でありました、大幅な経費削減が見込める機関や通信関係の検査の規制緩和は実現できないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、県立向洋高校についてお伺いいたします。

県立気仙沼向洋高校の前身、気仙沼水産高校は、気仙沼地方の水産業を支える多くの人材を送り出してまいりました。今なお優秀な乗組員が世界の海で活躍、長年にわたり誇り高い海の男の歴史を刻んでまいりました。しかし、ここ数年、気仙沼向洋高校の卒業生で漁船に乗船した生徒はおりません。昨年、ことごとく、五から六名の漁船乗船者がありました。残念ながら地元気仙沼では一人も乗船していませんでした。ブログに応募して乗船している船員の中に、一名の専攻科卒業生がおりました。十二名は、他県の水産学校などの第一種養成施設の卒業生であります。基幹産業である漁業後継者の育成、特に漁船の幹部候補生の育成は、気仙沼向洋高校の大切な役割であると考えます。機関科がなくなると何年になるのでしょうか。今、機関長がいなくて出港できない船を見ると、何ともやるせない気持ちになります。卒業生に漁船乗船を勧めないという風潮もあったと伺いました。ブログに応募し、乗船を決断、その後、継続する定着率の高い理由は、船主協会の担当職員による一人一人への丁寧な説明やきめ細かな相談事への対応の成果のようであります。勧める人の熱意が心を動かしているのです。高校ではどんな対応があったんでしょうか。地域の産業の人材育成に貢献する県立高校であってほしいと願います。現状に対する認識と今後の取り組みについて伺います。

次に、沿岸無線局の統廃合について伺います。

昨年からことしにかけて、被災した県内の沿岸無線局の統廃合、ネットワーク化への取り組みが始まり、事業主体である県漁協からは、唐桑無線局の廃止の方針が示されました。被災で唯一生き残った唐桑無線漁業協同組

合は、県漁協に対して存続の要望をいたしておりますが、去る九月十九日に県漁協から回答書が示され、関係者を交えての話し合いがあったようであります。県漁協は要望に沿えないと回答いたし、その理由として、震災により、およそ二十二億円の損失をこうむったこと、繰越損失約二十九億円を抱えながらの組合再建を図らなくてはならないこと、全国からの資本注入六十六・八億円の返済など、経営改善計画を策定、再建の途上にあること、震災前、三百八十人の職員を二百九十人減らしたことなど、主に経済的な理由から、唐桑無線局の活用は困難と表明しております。一方では、無線業務に熟知したベテランの専従者がいる唐桑無線局は有用であると評価をしています。

この課題について、県は、基本計画、再生期二十六から二十九年における取り組み内容、漁船漁業の安全操業の項を設け、沿岸漁業無線について、新たな通信ネットワークを再構築し、沿岸漁船漁業の安全安心を確保いたしますと、主体的な取り組みを約束しております。しかし、施設設備については国、運営については県漁協と決まりましたが、県は一体何をやって安心安全の確立を図るのか、全く不透明であります。公的側面の多い電波の取り扱いであります。行政の役目は非常に重要であります。安心安全への具体の取り組みをお示しく下さい。

計画に、表記されたように、この再編は、沿岸漁船漁業の安心安全を確保するための再編であり、万全を期さなくてはなりません。唐桑無線局を廃し、志津川無線局を採用するということは、無線の専従者を廃止してワツチ体制を組まないということになります。一般の組合職員が送信業務に携わります。海上無線は技術の進歩によって大きく環境が変わってきており、今回の再編自体は時代の要請に即したものと認識しており、事業の速やかな進捗を期待しておりますが、ワツチ体制がなくなると、災害や海難などの非常時の対応が著しく低下してしまいます。漁業生産活動で最も大切な洋上の安全安心な操業体制の確立が事業主体の経営不振で実現できないということとは、あってはならないことと考えます。いつも県民の安心安全の確立を標榜し、強調している村井知事は、こういった状況をどう考えているのか、お示しく下さい。

総務省東北総合通信局による、三月十四日付、調査検討会広域通信エリアを確保するための沿岸漁業用海岸局に必要な技術的条件に関する調査検討報告書概要によると、留意事項として、宮城県モデル案について、実際の宮城県海岸局統合化は、報告書のモデル案を参照としつつ、漁業関係者で十分協議が必要と記してあります。参照にする宮城県沿岸漁業用海岸局構成モデルの絵柄では、唐桑地区を中継局とした場合が描かれております。宮城県沿岸漁業ネットワーク構成モデルでは、唐桑、牡鹿、亘理地区が明記されております。なぜこの案が採用さ

れなかったのか。やはり漁協の経営内容によって採用にならなかったのか、改めて確認をいたします。

唐桑無線局は機能がすぐれていて、しかも津波の来ない安全な場所にあります。大津波襲来ときは、各船の安全な避難に大きな功績があり、東北総合通信局から表彰されました。重ねて申し上げますが、運営主体の経営状況で安心安全の機能が損なわれることがあってはなりません。これでは、もっと経営状況が悪化すると、最低限の業務にも支障が出るのが予測されます。宮城県は特定第三種漁港を三港も抱えた、全国有数の水産県であります。三陸漁場を控えた各漁港には、年間延べ数万隻の漁船が入りします。今はちょうど盛漁期で、多くの漁船が行き交っております。大型マグロ船など、遠洋航海の漁船が対象となる短波、中短波の海岸局は、既に福島に機能が移りました。このままの再編が進むと、宮城県のおか側、陸側には専任の通信士がワッチする海岸局は皆無となってしまいます。日常的に海上をワッチできない、全国に例のない水産県になってしまいます。静岡や神奈川、青森や岩手、福島県など、海岸を有する県では、漁業無線海岸局が年中無休二十四時間のワッチ体制で海上の安全安心を確保しております。沖合の安心安全の確保に私は危機感を抱いております。沿岸で海難が発生しても、即座に対応できない事態も予測されます。こうした状況をどう理解しているのか。新たな県漁協の財政負担が生じないように、県の財政支援による無線局の再編を強く求めます。公の電波を扱う以上、行政の公的支援は当然と考えます。気仙沼市から協調しての支援の申し出があったと聞いております。いかがでしょうか、お伺いをして、次の質問に移ります。

先ほど述べたように、県漁協の経営状況は非常に厳しい状況にあります。基本計画の中では、漁協支援については、利用可能な補助事業などの活用支援や専門家の派遣などにより、経営課題の解決に向けた取り組みの促進を約束しております。具体的な支援メニューをお示しくください。この場合、無線専従者は派遣専門員にはなりません。漁協の最大の収益は販売によってもたらされます。村井知事が創造的復興の象徴として誇らしく語る水産特区は、漁協からその大切な販売を取り上げて実現したのであります。経営の悪化に少なからず影響を与えた厳しい現実もあったわけであります。

漁業共済について伺います。

自然災害など外部環境の変化に強い経営体を育成するために、漁業共済制度の加入推進への取り組みも表明されました。現状と具体の取り組み、全国的な広がりを見せている「積立ぷらす」への取り組みとあわせお示しく下さい。

県内では、養殖ギンザケの生産がほぼ震災前の水準に復活しております。養殖漁業の盛んな県では、県が三分の一を負担すると、国が残り三分の二を負担し、漁業者の負担のない赤潮特約の共済に加入しております。漁業経営のセーフティネット確立のため、県の積極的な対応を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、宮城野原防災拠点整備について伺います。

この問題については、多くの議員からさまざまな観点からの議論があり、今議会では、我が会派、中山幹事長の代表質問でも取り上げられました。私は、拠点整備については全く異論がありません。しかし、幾ら答弁書を読み返しても、土地購入に係る二百七十億円という巨額のお金については本当にこれでいいのかという懸念が消えません。調査資料によると、防災拠点のために新たに土地を購入する、あるいは、したのは、富山県三億八千万円、島根県一億四千万円のわずか二県であります。金額は、本県とはけた違いであります。防災拠点整備の目的、整備の機能は各県変わらないはずであります。なぜ宮城県だけがこのような巨額なお金を使わなくてはならないのか。そのことが疑問なのであります。このことについてはいまだ明確な説明はありません。事務事業評価の委員会では、広さについて他県の情勢を尋ねた委員はおりますが、事業費の比較には興味がなかったようで、記載がありませんでした。他県は既存施設の活用で極力財政負担を抑える努力をしております。宮城県ではそういった検討はあったのでしょうか、なかつたのでしょうか、伺います。

二百七十億円かけないといけない防災拠点の機能とは一体何なのでしょう、お伺いいたします。

仙台市にも県にも、都市公園や県有財産があります。そういった土地、施設の活用は考えなかつたのでしょうか。そうした調査は行わなかつたのか、伺います。

他県と比較した場合の本県の事業計画のあり方について、巨額の事業費の必要性について、改めて知事の考えをお聞かせください。

私たちは、東日本大震災という未曾有の災害を実際に体験しました。行政にとっても得がたい体験であります。各機関による検証が大分進んでまいりました。今、計画されている防災拠点があれば、例えば孤立してしまつた半島部や離島などの救命救急活動にこんな貢献ができました、だから、宮城野原の土地がたとえ数百億円かかっても必要ですといった具体的な説明があつて、初めて県民は、そして私たちは、必要性がわかると思います。科学的なシミュレーションに基づく計画を示すべきであります。いかがでしょうか。

自衛隊のそばにあると交通の便がいいとかは、多額の事業費の必要性の説明にはなっていないと私は考えま

す。災害時、最も混雑するのは都市部であります。私は、地震の後、県庁公用車で出発しましたが、数十分たつても百メートルも進みませんでした。混雑が予想される都市の中心部に兵たんの基地を置くことが本当に適切なのかなど、こうした点にも疑問が尽きません。新たな防災計画の検討の中で、備蓄基地、防災拠点の検討もされていますが、規模などの詳細は不明です。こうした施設の規模や機能などは、市町村の計画があつて初めて県の防災拠点の規模、連携、必要性が明らかになるのではないのでしょうか。四千万円の調査費の大幅な追加提案に驚いております。初めに宮城野原ありき、市町村計画の反映のないままで建設される拠点整備事業はしゃにおに進まないで、余り前のめりにならないで、一たん立ちどまり、なお県民の理解を得る必要があると考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたしまして、壇上からの質問を終わります。

(答弁) 村井嘉浩知事

畠山和純議員の一般質問にお答えをいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、水産業の振興に関する基本的な計画についての御質問にお答えをいたします。

初めに、漁船漁業を取り巻く現状認識や課題解決への取り組みなどについてのお尋ねにお答えをいたします。漁船は、震災前の八割程度復旧したものの、風評などによる魚価の低迷や燃油価格の高騰などにより収益性が悪化し、厳しい経営環境にあると認識をしております。このため、震災前以上の状況に戻し、更に発展することを目指すことを目的に計画を策定をいたしました。漁船漁業のうち、沿岸漁業につきましては、漁業許可制度の見直しや漁獲物の付加価値向上などにより、漁業経営の安定化を図ってまいります。また、遠洋・沖合漁業につきましては、漁業構造改革総合対策事業などを活用し、収益性の高い操業体制への転換を図り、持続的かつ安定的な経営の育成に取り組んでまいります。更に、漁業の復興には、水揚げ機能や流通加工機能の回復が不可欠でありますことから、漁港施設や高度衛生管理型魚市場の整備に加え、水産加工施設の早期復旧、水産都市の活力強化に努めてまいります。

次に、水産加工業の人手不足対策についての御質問にお答えをいたします。

水産加工業の生産施設は復旧しつつあるものの、生産量の回復がおくれている要因の一つとして、人材不足があると認識をしております。このことから、外国人技能実習制度の更なる活用を検討していく必要があると考えっております。しかしながら、受け入れ人数など制度的な課題もありますことから、既に、国に対して出入国管理

及び難民認定法、いわゆる入管法の規制緩和の要望を行っております。その結果、政府は、ことし六月に決定した日本再興戦略において、抜本的に制度を見直すことが明記され、来年度の施行に向けて実施期間や受け入れ枠の拡充などについて検討が進められております。県としては、制度改正の動向を注視し、今後とも、被災地のニーズに即した改正となるよう働きかけてまいりますほか、市町と連携し、セミナーの開催などにより受け入れ機関の育成に努めてまいります。あわせて、制度が改正されるまでの対応として、常勤職員五十人以下の中小企業への受け入れ枠を拡大できる構造改革特区の活用についても検討してまいります。

次に、沿岸漁業無線の再構築に向けた安全安心な操業体制の確保についての御質問にお答えをいたします。大震災において沿岸海岸局十一局のうち十局が被災しており、沿岸漁船の安全安心を確保するためには、県内全域を網羅した広域海岸局の整備が急務であると認識をしております。このことから、昨年、東北総合通信局や県、宮城県漁協、唐桑無線漁協などの海岸無線関係者で取りまとめました広域通信エリアを確保するための技術的条件をもとに、県内全域を網羅した広域海岸漁港を整備することとなったものであります。県といたしましては、今後、早期に県内全域の漁船の安全安心が確保されるよう、宮城県漁協と一体となり、沿岸漁業無線局の再構築に努めてまいります。

次に、大綱二点目、宮城野原防災拠点整備についての御質問にお答えをいたします。

初めに、既存施設の活用についての検討と広域防災拠点の機能についてのお尋ねにお答えをいたします。広域防災拠点については、東日本大震災の教訓から、既存の広域交通体系を活用した陸・海・空による人員、物資等の円滑な輸送が可能であり、かつ県の中心的な位置に設置する必要があるとあります。更には、自衛隊や既存医療施設と密接に連携した救助活動や災害対応に必要となる広大なスペースの確保が可能となる地区を選定する必要があります。このような観点から、広域防災拠点については、仙台東部道路、仙台塩釜港、仙台空港、陸上自衛隊の駐屯地、県内唯一の基幹災害拠点病院に近接し、圧倒的に地理的優位性が高い宮城野原地区の活用について検討を進めるよう私が指示をいたしました。

広域防災拠点の機能については、消防、警察などの活動拠点、災害医療や物資供給等の拠点として、広域的な災害から局地的な災害まで、あらゆる局面に柔軟に対応することを前提としております。こうした機能を発揮するためにも、宮城野原地区において広域防災拠点整備事業を展開する必要がある、そのための用地取得は必要不可欠なものと考えております。

次に、広域防災拠点の候補地の検討と、我が県の事業計画のあり方及び事業費の必要性についての御質問にお答えをいたします。

広域防災拠点については、先ほども申し上げましたとおり、東日本大震災の教訓を踏まえ、宮城野原地区を計画地としたものであります。他の都道府県におきましても、その半数以上が計画策定や整備を進めており、想定される災害や広域防災拠点の規模はさまざまであります。例えば、兵庫県では、阪神・淡路大震災を教訓に、新たに約二百ヘクタールの用地を約二百九十五億円で取得し、備蓄機能を持つ陸上競技場や屋内テニス場などを有する三木総合防災公園を整備しているほか、約十一ヘクタールの隣接敷地には、大型の地震実験施設や防災センター機能を有する消防学校施設、更にはヘリポートにつきましても三カ所整備するなど、総事業費は一千二百億円を超える規模となっております。また、富山県では、富山市の郊外に広域消防防災センターとして約四ヘクタールの用地を約四億円で取得し、消防学校施設や体験型学習施設、災害時の活動拠点などを総事業費約五十億円で整備するなど、各県の実情に応じて必要な規模や機能を選択し整備が進められているものと受けとめております。

我が県の場合、東日本大震災の教訓を踏まえ、宮城野原地区に広域防災拠点を整備することとしたものであり、そのための用地補償費につきましても、公共補償を含め最大で約二百七十億円を見込んでおりますが、現在実施しております宮城野原地区や岩切地区での調査設計を進める中で事業費を精査し、可能な限りコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、科学的なシミュレーションに基づく計画についての御質問にお答えをいたします。

東日本大震災においては、救助、救急、消火活動、救援物資の集配等、災害対応について課題が指摘されたところであります。具体的には救助、救急、消火活動については、緊急消防援助隊や広域緊急援助隊、自衛隊等の広域支援部隊が発災後、早期に県内に入ったものの、初期期の情報不足により集結場所が定まっておらず、被災地への効率的な人員の投入が困難でありました。また、救援物資については、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取り扱いに混乱を来し、被災地のニーズに応じた適時適切な集配を行うことは困難でありました。こうしたことから、宮城野原地区における広域防災拠点の整備を行うこととしたものであり、現在、実施している基本設計の中で、地域防災拠点等とのネットワークの構築や、災害医療への対応、平常時の活用方法について、更に具体的な検討を進めてまいります。

次に、県民の理解を得る必要性についての御質問にお答えをいたします。

広域防災拠点の基本構想においては、県は、広域防災拠点整備の進捗度合いを踏まえ、市町村の地域防災計画等との整合性を図りながら、市町村との効果的な連携体制の構築を図ることとしております。基本構想の策定以降、市町村への説明やヒアリングを通じて意見の把握を行ってきたところでありますが、今後もさまざまな機会をとらえて、市町村や県民の理解を得ながら、あらゆる災害に備えて広域防災拠点整備事業を着実に推進してまいります。

私からは、以上でございます。

〔答弁〕 農林水産部長（吉田祐幸）

大綱一点目、水産業の振興に関する基本的な計画についての御質問のうち、母港水揚げについてのお尋ねにお答えいたします。

気仙沼の遠洋マグロはえ縄漁船は、冷凍マグロの受け入れ・供給体制が整備されている清水漁港などに水揚げしておりますが、地元の活性化を図るためにも、母港水揚げは重要であると考えております。平成十六年から三年間、気仙沼で水揚げする漁船に奨励金を交付することで母港水揚げを促進するトライアル事業を実施しましたが、大型サイズのマグロ販売に苦戦し、母港水揚げの継続が図られませんでした。このことから、県といたしましては、冷凍保管施設の整備やマグロを取り扱う仲買人や加工業者の育成、販売先の拡充など、冷凍マグロの受け入れ体制を整備することなどにより、遠洋マグロ漁船の母港水揚げの継続と水産都市の活力強化を図っていくことが重要であると考えております。

次に、漁船乗組員確保対策についての御質問にお答えいたします。

マグロはえ縄漁業における後継者不足は大きな課題でありましたが、御指摘のとおり、震災後は既に五十人を超える新規漁業者が確保されております。これは、漁業復興担い手確保支援事業により、後継者募集の本格的な全国展開が可能になったことに加え、漁業就業フェアの実施や組合によるリクルート活動の強化などによるものと考えております。また、沿岸漁業においても、当該事業により、三百人以上の就業者が確保されており、非常に有効な事業であることから、県といたしましては、平成二十八年度以降も事業が継続されるよう、業界団体などと連携して国に要望してまいります。

なお、県による面接旅費などの補完や研修施設などに係る助成は困難であります。当該事業には転居を伴う研修地への移動費や研修中の住居費などの支援メニューもあることから、その活用を働きかけてまいります。

次に、年金制度の規制緩和についての御質問にお答えいたします。

乗組員の高齢化による船員不足が深刻化しており、特に機関長など幹部船員を確保することがマグロ漁業の継続に不可欠であると認識しております。このことから、当面の対策として、退職した船舶職員の再雇用を促進するため、老齢年金の支給停止額の引き下げを国に働きかけてまいりましたが、船員年金などの特定の業種に限って規制を緩和することは困難との見解が示されております。県といたしましては、引き続き、退職した幹部船員の再雇用のあり方について、業界団体と研究してまいります。

次に、がんばる漁業復興支援事業についての御質問にお答えいたします。

がんばる漁業復興支援事業は、収益性の高い漁業への転換による漁業の復興を図るために創設された事業であり、既に我が県では、気仙沼近海マグロはえ縄漁業を含む十四計画が認定を受けております。このうち四事業は来年の四月までに終期を迎えますが、復旧のおくれにより、漁獲物の受け入れ体制が十分機能していません。がんばる漁業復興支援事業は平成二十八年度までとされており、県といたしましては、その後も事業が継続されるよう国に働きかけてまいります。

また、継続的な支援が必要なグループについては、国から事業期間の単純延長は認められないとの見解が示されたことから、事業終了後に、グループ操業など新たな取り組みを盛り込んだ計画により認定が受けられるよう、支援してまいります。

次に、船舶検査などの規制緩和についての御質問にお答えいたします。

マグロはえ縄漁業は、国際的な漁獲規制、魚価の低迷、燃油高騰などにより厳しい経営状況にあり、経費削減につながる船舶検査などの規制緩和がかねてから求められておりました。このことから、県といたしましては、船舶検査期間の延長など、かつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会の副会長県として、再三、国に対して要望してまいりました。その結果、検査周期については五年に延長されるなど、一定の緩和措置が講じられましたが、機関や通信関係の規制の多くが条約上の事項であることから、これまで以上の規制緩和は困難であると考えております。しかしながら、エンジン部品などの耐久性の向上に応じた検査基準の緩和は必要であると認識しております。

ます。県といたしましては、中間検査時のエンジン解放検査省略制度のカツオ・マグロ漁船への適用や、海外での調達部品に係る検査の見直しなど、関係漁業団体と連携して、今後とも粘り強く国に要望してまいります。

次に、唐桑無線局がなぜ基地局として採用されなかったのかとの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、報告書の広域海岸局のイメージ図の中に北部の基地局として唐桑が描かれておりますが、これは例示であり、基地局として選定されたものではありません。基地局については、広域海岸局の整備を行う宮城県漁協が利用者負担や今後の運営面などの経済性を考慮し、三局に決定したものであります。基地局の設置場所については、電波障害が少なく広範囲に通信エリアを確保できるなどの技術的な観点から、最終的に保呂羽山と大草山などが選定されたものです。

次に、海難事故への対応についての御質問にお答えいたします。

唐桑無線局を含む沿岸無線局は、海難などの緊急事態が発生した場合を除き、これまでは日中の業務を基本としておりました。しかしながら、今回整備を予定している広域海岸局については、海上保安部との連動により、気象・災害情報などを夜間も含めた確に提供できる自動発信システムを導入することとしております。また、出力も一ワットから五ワットに増強をされ、通信エリアが広がり、夜間に海難など緊急事態が発生した場合には、その内容が複数の職員に自動受信されることから、これまで以上に安全体制が確保されるものと考えております。

次に、県の財政支援により無線局の再編を適切に行うべきとの御質問にお答えいたします。

県といたしましては、総務省事業を活用し、広域海岸局を整備することにより、利用者や事業主体である宮城県漁協の負担軽減を図ることとしております。海岸無線局については、震災前から受益者負担で運営することを基本としており、今回、宮城県漁協が広域海岸局を整備することで、これまで以上に利用者に対するサービスが向上し、負担軽減が図られることから、県といたしましては、現行の受益者負担を基本とし、今後の運営状況の推移を見守りたいと考えております。

次に、漁協の経営課題の具体的支援メニュー及び無線専従者の派遣についての御質問にお答えいたします。

宮城県漁業協同組合は、震災により甚大な被害を受け、組織運営体制の強化、漁業関連施設の復旧、カキなど主要養殖品目の販売力強化など多くの課題を抱えながらも、現在再建に取り組んでいると認識しています。県といたしましては、がんばる養殖業復興支援事業などの活用を誘導し、生産の回復を図るとともに、失われた販路の確保対策として、県漁協が行うカキ、ホヤなどPRへの補助や、首都圏のホテルでのギンザケフェア、大阪角

座での宮城げんき市などに参画し、関東、関西に向けて広く情報発信活動などを展開しております。あわせて、漁協や生産組合などの抱える経営やホームの諸課題の解決の取り組みとして、中小企業診断士や社会保険労務士など、専門的知識を有する人材をアドバイザーとして短期的に派遣することとしております。

また、無線専従者が派遣専門家になり得るかについては、常用的な派遣は想定しているものではございませんが、沿岸無線局の円滑な運用という観点から、長年の実践を経験された無線専従者の活用について、今後、県漁協に助言してまいりたいと考えております。

次に、漁業共済制度の加入推進の現状と取り組みについての御質問にお答えいたします。

近年多発している自然災害などの外部環境の変化は漁業収入にも大きく影響することから、漁業共済組合の実施する制度の活用は、安定的な漁業経営の維持、継続には必要不可欠であると考えております。県といたしましても、漁業共済制度創設五十年を迎え、しっかり加入で安心経営のスローガンのもと、県漁業共済組合や各漁協と連携しながら、漁家に向けた研修会などの機会をとらえて、漁業者の漁業共済加入の促進を図っているところです。特に、資源管理や漁場環境の改善に取り組む漁業者を対象とする「積立ぷらす」は、加入者の掛金負担の軽減や価格下落による収入補てんの上乗せなどを通じて、従来の漁業共済制度のサービスを更に拡充させることから、漁業経営の安定に大きく貢献しますので、積極的に制度加入を促進してまいります。

次に、漁業共済に係る赤潮特約についての御質問にお答えいたします。

ギンザケ養殖が始まった昭和五十一年より現在に至る三十八年間に、宮城県海域では、西日本で発生している致死性の赤潮プランクトンの発生が確認されておらず、ギンザケに影響を及ぼす異常な赤潮被害は起きておりません。また、西日本で被害をもたらす赤潮プランクトンは高水温で増殖するため、比較的低温でギンザケ養殖を行っている我が県では危害発生心配がないと考えており、赤潮特約の加入は、県として見合わせておりません。

私からは、以上でございます。

(答弁) 教育長 (高橋仁)

大綱一点目、水産業の振興に関する基本的な計画についての御質問のうち、地域産業の人材育成に貢献すべきとお尋ねにお答えいたします。

我が県には現在二つの水産高校があり、これまで漁業や養殖業、水産加工業等の関連産業の後継者等、幅広く水産業界の担い手を養成しているところであります。

気仙沼向洋高校においては、地域の産業界の御協力も得ながら、インターンシップや出前授業、工場見学会等の実践的な体験活動の機会を多く取り入れ、水産業全体に対する興味、関心を引き出しながら教育に当たっておりますが、県立高校が地域の担い手育成に果たす役割の大きさを踏まえ、震災からの復興と地元の産業に貢献できるところであります。同校は、東日本大震災で甚大な被害を受け、現在、仮設校舎での学習を余儀なくされておりますが、県立高校が地域の担い手育成に果たす役割の大きさを踏まえ、震災からの復興と地元の産業に貢献できるところであります。一日も早い再建に向けて全力を尽くしてまいります。以上でございます。

〔再質問〕 畠山和純

答弁ありがとうございます。

水産業の計画の中で、水産業の振興のため、いろいろ新事業をお願いしたいんだけれども、県の単独で事業をというのがなかなか難しいというふうな答弁だったと思います。これは、委員会の方でまた詳しくいろいろ議論をしてまいりたいと思いますけれども、唐桑無線局の話をちょっと質疑したいと思います。

私が一番懸念しているのは、通常の状態であればこれで結構なんです。だけれども、先ほど部長から答弁があった、海難があった場合、自動発信して職員の方に連絡があつてというようなことがあつただけけれども、例えば、平成二十四年の十一月に、三浦市の海岸で小型漁船が転覆するんですね。そのことを通りすがりのカヤックの人が見つけて、携帯電話で海上保安庁に連絡する。海上保安庁は、神奈川県の水産技術センターにある海岸局にすぐ連絡をするんですね。それで、その海岸局に対応をお願いするわけですよ。海岸局は一斉に、同時多報性というんですか、それで音声で呼びかけて、何々付近でこういうのがありましたと。付近にいる船はありませんかということ、直ちに数隻の船が現場に駆けつけまして救助するんですね。その通報があつてから救助するまで十五分なんですよ。今ある、これから計画している体制、ワッチ体制がないということ、そういうことができないということなんですね。その辺についてはどういうふうに思いますか。

それと、全国でそういういった海難がどのぐらい起こっているか、承知しておりますか。お聞かせください。

〔答弁〕 農林水産部長（吉田祐幸）

ワッチ体制でございますが、ウォッチするということで、見守り、見詰めるということでございます。二十四時間ワッチ体制を組んではこれまで来なかったわけでございまして、沿岸漁業に關しましては、昼間のワッチ体制という形で組んできたところでございます。今回の改正におきましても、平日のワッチ体制ということで、同様の考え方をしているわけでございます。

先生が事例としてお示しになられました海難事故が発生したような場合につきましては、関係者に複数連絡を受信した後、直ちに一丸となった態勢を組んで対応するということになりますので、その時点でワッチ体制は更に拡充されたものになるというふうに認識しているところでございます。

また、全国でどの程度海難事故があったかということにつきましては、大変申しわけございませんが、今のところ手元に資料がございません。ただ、ワッチ体制は、沿岸漁業につきましては、近県では特に必要があった場合に、イカ釣り船などについて青森県ではなさっておりますけれども、一般的には昼間業務で、二十四時間のワッチ体制は組まれていないというふうに認識しているところでございます。

(再質問) 畠山和純

沿岸のワッチ体制についてはそのとおりなんだけれども、宮城県の場合は大型船がいわきに移っちゃったんですよね。そういった機能を持って無線局はなくなっちゃった。神奈川県にしても静岡県にしても、そういった機能を持ってますから、中短波も短波も全部二十四時間で対応している。この後、宮城県の沿岸を二十四時間しなくちゃいけないかというのと、それは必要ないと思います。今の言った機能でも十分対応できるんだけれども、昼間三回ぐらいの通信で終わっちゃうわけですね。通常、ワッチがないんですよ。そうすると、どうしても時間差が生じてくるということですね。それで、神奈川県の関係者はこういうふうに言ってるんですね。漁業無線の持つ速報性と同報性、漁業無線で一声発すれば、当局を含む県内すべての漁船が同時に聞いてくれる。操業中の漁業者にとっては大きな心の支えになっている。こういうことがなくなっちゃうんですよ。

知事、ちょっと考えてみてください。ここ何万隻の船が沖合通るんですよ。それに対してここには無線局が一つ、一機あるだけなんです。海とおかをつなぐ。宮城県、そういうふうな状況になっちゃうんですよ、神奈川県は県がその組織を持っているんです。水産技術センター。技術職員が数名おりまして、三百六十五日二十四時間体制をしいてるんですよ。ここは水産県で、これは静岡県もそうです。それから、青森もそういった体制、八戸

にそういう局があります。岩手県もあります。そういった局に対しては、神奈川は県が施設であるということね。だから、常に、例えば海岸防潮堤つくるときに、百年先に一人の通りすがりの人も助けなくちゃいけないから、ここに二十億円かけて堤防つくりますって、そういうふうな感覚で仕事してきてるわけですよ。私は情けないです。この無線局を維持していくのに年間数百万のお金があればできるんですよ。そういうことをなぜ県ができないのかということを変更して知事に伺います。

(答弁) 農林水産部長 (吉田祐幸)

今般、改正に当たりましては、漁協が各沿岸漁船の皆様アンケートをとりました。その際に、受益者負担で今までやってきましたから、受益者負担額は幾らぐらいがよろしいですかとお尋ねしたところ、一万円から二万円程度が適当という多くの声が寄せられたということでございます。ところが、各支部ごとに今まで十一局でやってまいりましたので、中には、負担額が四万五千円から五万ぐらいになるというような事例も出てきつつあるわけでございます。そういうことを考えますと、今までのサービレベルが維持され、なおかつプラスのサービレベルが入り、その上で受益者負担が少なくなるという今回のシステムにつきましては、多くの漁船の皆様、ユーザーの皆様のご同意が得られるのではないかとというふうに私もは考えておるわけでございます。

(再質問) 畠山和純

多くの漁業者からは唐桑無線局残してくれと言ってるんですよ。これ所属船だけじゃないんです。そこをどういうふうに理解しているんですか。

(答弁) 農林水産部長 (吉田祐幸)

今般の沿岸無線の安全安心の確保につきましては、実験などを繰り返し行った結果、三局で十分に安全安心体制を組むことができるということで、安全安心についてはクリアしたということでございます。改めて、四局がよろしいか、三局がよろしいかということになったときには、受益者負担の話、それから今後の経済性の話、そういういたものを含めて漁協において総合的に検討された結果として、現在三局体制でいくということになりました。そして、唐桑の無線組合からも、三局体制でよろしいというお返事をいただいているというふうに理解して

おるところでございます。

(再質問) 畠山和純

国は、三局でも四局でもいいって言っているんですよ。問題は、県が最初からお金を出すということではできないということになってきているから、枠が広がらないんですよ。受益者負担を一万円、二万円で抑えるために、じゃ、幾ら必要かということそのことを県で。国の見解は指導通信からいろいろあるんで、県が負担しないのはおかしいと言ってますよ。どうですか、この件は。

(答弁) 農林水産部長 (吉田祐幸)

これまでの経緯を振り返りますと、これまで十一局でそれぞれの組合という形で運営がなされてきたと思います。今回は少し広がりました、自助から共助と申しますか、ある程度広げた形で、漁協が受けとるような形で全体でサービスの維持向上、更には受益者負担の理念を追求していこうということを基本的な考え方の骨子にしたものと認識してございます。

(再質問) 畠山和純

知事の考えをお聞かせください。時間がないんで、あとは委員会でやりますけれども。いいですか、無線機一台なんですよ。何万隻動くんですよ。これは全部ここでやりとりするわけじゃないんです。例えば、ここで、巨理で海難事故発生、ここが発生する。それは通報がある場合もあるし、ない場合もありますよね。万全の態勢を期すということは、できるだけ形の形でワッチ体制、ウォッチングですね、見張りの態勢をつけながら、それで万全を期すということが、これ恐らく全国で極めて希有な例。それで東日本大震災があつてから、無線局のあり方というものも再検討はされているんですよ。日本海難協会とかいろいろなこと協議をして、海上保安庁と災害協定を結んで、もっと音声発信とそれからデジタル通信の複合させた形で海難に万全を期そうという、そういう方向性があるんです。今の部長の答弁はとも承知できない答弁なんですけれども、基本的なところで安心安全を万全を期すということに知事の見解を求めます。全国で例がないんですよ、これが。

(答弁) 村井嘉浩知事

先ほど答弁いたしましたとおり、これは決して県が一方的に押しつけたものではなくて、東北総合通信局が入り、そして宮城県漁協が入り、唐桑無線漁協も入った中で、もちろん県も入ってですけれども、海岸無線関係者皆さん集まって、広域通信エリアを確保するための技術的な状況をもとに、しっかりと分析した結果、このようなことになっていくというところでございます。当然、我々もいたしましたしませんが、安全安心というものの確保が最優先にならなければなりません。県も当然ではあります。関係者の皆様の御意見、これを最優先に考えていったということでもあります。皆さん、そういうふうな御意見、畠山議員がおっしゃった意見もあろうかと思いますが、先ほど質問の中で、御自身の中でお話しになったように、唐桑漁協の方には、宮城県漁協から返事が文書であったというように先ほど質問の中にありましたけれども、そのような形で関係者同士がそうやって意見交換をしながら決めていったということでもあります。もちろんこれをやった、これがすべてだというわけでありませんが、それを実施した上で更に何か問題が出てきた場合には、当然、何らかの対応は考えていきたいと思っておりますが、まずはこのやり方で臨ましていただきたいというふうに思っております。

(再質問) 畠山和純

気仙沼市の支援が申し出があったということに関しての答弁がありませんでしたので、これは改めて答弁をいただきたいと思います。

それから、今の知事の見解は非常に遺憾であります。これは委員会でお話してまいりたいと思っております。

(答弁) 農林水産部長 (吉田祐幸)

気仙沼市の支援につきましては、唐桑の無線組合が存続するという前提のもとに支援をしたいとお考えのように伺っておりますので、今般、三局で、唐桑無線を前提としてございませぬので、その点については配慮されていないということでございます。